

一般廃棄物最終処分場における施設整備基本構想

◆ 一般廃棄物最終処分場における施設整備基本構想の目的

- 一般廃棄物最終処分場基本構想とは、一般廃棄物処理基本計画または循環型社会形成推進地域計画の内容を受けて、施設整備事業計画が策定されている場合であって、最終処分場の全体像が明らかである場合は不要であるが、最終処分場の施設整備内容や事業化可能性等の検討が不十分である場合には、施設基本計画・設計に先立って実施することを目的としています。

◆ 施設整備基本構想の内容

1) 最終処分廃棄物の推定

最終処分が必要となる廃棄物の種類と量は、一般廃棄物処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画等で既に算定されている場合は、その値を使用しても支障はありません。これらの既存計画と現況に乖離がある場合、または将来計画等に変更が生じている場合は、新たに最終処分が必要となる廃棄物の種類と量を推計する必要があります。最終処分が必要となる廃棄物の推計は、過去5年間以上の廃棄物の収集、資源化、処理・処分実績に基づいて、時系列モデル等を用いて、値を予測する方法を用います。なお、この推計は、収集廃棄物の分類や処理方式に大きな変更がない場合は、できるだけ長期間の実績に基づいて行うことが望ましいですが、収集方式等の変更により過去の実績に連続性がない場合は、その限りではありません。

2) 廃棄物の埋立前処理方法の検討

最終処分場に搬入される廃棄物について、破碎、資源化等の埋立前処理を行う場合は、その方法の比較検討を行います。選定した前処理方式の実績、搬入される廃棄物の種類・組成の実績等に基づいて、最終処分が必要となる残渣量を算定します。

3) 最終処分場候補地の開発に係る法的規制調査

最終処分場を設置する場合、各種法的規制があり、その内容によっては開発が困難な場合があります。したがって、事業の初期段階において関連する関連する法的規制を調査します。

この調査は、第一段階として各都道府県が作成している土地利用規制現況図等（1/50,000）を用いて行うことを原則としますが、土地利用規制現況図がない場合は、市町村担当部署または都道府県担当部署に対して調査します。

4) 最終処分場設置に係る概略地形・地質検討

最終処分場の概算建設費算定や施設配置の難易は、当該候補地の地形・地質によるところが大き

くなります。また、地域住民の関心の第一義である遮水工の安全性または地下水汚染の危険性については、地下水の観点からみた地質、いわゆる水文地質構造を的確に把握し、その構造を十分考慮した遮水構造とすることが重要です。そこで、当該候補地及びその周辺について、既存資料の収集・解析及び現地踏査を行い、概略地形・地質検討を把握します。

5) 最終処分場設置に係る概略環境影響検討

最終処分場の開発可能性は、法的規制とともに、動植物等の貴重な種の存在にも大きく左右されます。また、環境アセスメント手続きにおいても最も指摘の多い事項の1つであります。そこで、当該候補地及びその周辺について、既存資料の収集・解析及び現地踏査を行い、①貴重種の存在、②現地踏査による概略の動植物環境の把握、③開発を避けるべき地域の存在、④その他環境の保全に関する事項について調査します。

6) 環境保全構想の検討

最終処分場の整備に際しての水質保全目標、動植物等の周辺自然環境保全目標等、環境保全目標を検討するとともに、周辺地域を含めた環境保全の基本的方針について設定します。

7) 最終処分場整備概略構想

以上の調査内容を勘案して、当該候補地に最終処分場を設置するにあたって、埋立容量の確保、初期投資削減に配慮した段階的施設整備、環境の保全、経済的な施設構成等の観点から、最終処分場に関する構想を作成します。

8) 概算事業費の算定

以上の整備概略構想に基づき、概算数量を算出し、概算事業費を算定します。なお、概算事業費の算定にあたっては、必要に応じてメーカー等にヒアリングを行います。

9) 事業運営主体の検討

事業運営主体としては、①自治体が直轄事業で実施するケース、②民間業者に委託（PFIを含む）するケース、③市町村・民間による第三セクターで実施するケースなどが想定できます。

これらの事業主体について、発注者が実施する関係機関との調整結果を踏まえ、各ケースの利害得失を整理した上で、適正と考えられる事業主体について検討します。